

法務省矯成第1382号  
令和7年5月29日

改正 令和7年10月7日法務省矯成第2131号  
改正 令和8年3月11日法務省矯成第405号  
改正 令和8年4月8日法務省矯成第582号

矯正管区長 殿  
矯正施設の長 殿  
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小山 定 明  
（公印省略）

受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令（令和7年法務省矯成訓第5号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」は廃止します。

記

1 処遇指標の変更（訓令第3条第2項関係）

処遇指標を変更しようとする場合において、当該変更に伴い受刑者を他の刑事施設等へ移送することとなるときは、あらかじめ、矯正管区の長の認可を受けるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、認可を受ける必要はないこと。

- (1) 医師の診断に基づき精神疾患により医療措置を必要とする者（M）若しくは身体疾患により医療措置を必要とする者（P）に指定し、又はその指定を解除する場合（受入先となる刑事施設等との間で移送についての協議が整っている場合に限る。）
- (2) 受刑者の処遇調査等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令。以下「処遇調査訓令」という。）第8条第1項に規定する精密な刑執行開始時調査又は同条第2項に規定する特に精密な刑執行開始時調査の結果、本人に実施すべき矯正処遇課程（下記4の(4)の規定により指定する従たる矯正処遇課程（本人の特性等に鑑み下記4の(3)のアに規定する矯正処遇課程を補完等するため本人に実施すべき別の矯

正処遇課程をいう。以下同じ。)を含む。下記(3)及び(4)並びに6において同じ。)を変更する必要性が判明した場合

- (3) 専ら刑名又は刑期の変更によって実施すべき矯正処遇課程を変更する場合
- (4) 専ら年齢が基準に達したことによって実施すべき矯正処遇課程を変更する場合
- (5) 矯正処遇の種類のうち、作業に関するものを変更する場合
- (6) 特別コースを受講させ、又は受講を終了若しくは中止させる場合(受入先となる刑事施設等との間で移送についての協議が整っている場合に限る。)

## 2 特別コース(訓令第3条第4項関係)

特別コースの別は、別表1の種類のカラムに掲げるとおりとすること。

## 3 処遇指標の表示方法(訓令第3条第5項関係)

### (1) 基本的表示方法

受刑者に指定された処遇指標を表示するに当たっては、特に指定がある場合を除き、医療上の措置等の必要性の程度の別を示す符号、性別を示す符号並びに下記4の(3)の規定により指定する主たる矯正処遇課程に係る処遇指標(以下「主課程」という。)及び下記4の(4)の規定により指定する従たる矯正処遇課程に係る処遇指標(以下「副課程」という。)を示す符号の順に表示した後に実施すべき矯正処遇の種類を示す符号を括弧書きし、その次に実施すべき特別コースの別を示す符号を表示すること。

### (2) 医療上の措置等の必要性の程度の別を示す符号の表示方法

ア M及びPを同時に表示する場合であって、主として身体上の疾患又は障害に対する医療を行うときは、P、Mの順で表示すること。

イ 上記(1)にかかわらず、m、p、s及びdを表示する場合は、主課程及び副課程の別を示す符号の順に表示すること。

ウ m、p、s及びdから複数表示する場合は、m、p、s、dの順に表示すること。

### (3) 実施すべき矯正処遇の種類を示す符号の表示方法

ア 複数の種類の矯正処遇を表示する場合は、V(作業)、R(改善指導)、E(教科指導)の順で表示すること。

イ 各種類の矯正処遇において、複数の区分を指定する場合は、数字の若い順に表示すること。例えば、改善指導について、R0(一般改善指導)、R1(特別改善指導「薬物依存離脱指導」)及びR5(特別改善指導「交通安全指導」)を判定する場合は、(R0、R1、R5)と表示すること。

## 4 処遇指標の指定基準(訓令第3条第6項関係)

### (1) 医療上の措置等の必要性の程度の別の指定基準

ア 精神疾患により医療措置を必要とする者

精神上の疾患により平成27年3月27日付け法務省矯医第56号当職通達「矯正施設における医療共助について」別表1又は2に掲げる刑事施設(以下「医療刑務所等」という。)での医療措置を必要とする者とする。

イ 身体疾患により医療措置を必要とする者

身体上の疾患により医療刑務所等での医療措置を必要とする者とする事。

ウ 精神医療上の配慮を要する者

精神医療のために医療刑務所等に収容する必要はないが、精神医療上の配慮を要する者とする事。

エ 身体医療上の配慮を要する者

身体医療のために医療刑務所等に収容する必要はないが、身体医療上の配慮を要する者とする事。

オ 日常生活における基本的な動作への支障により処遇上の配慮を要する者

入浴、排せつ、食事、歩行等日常生活における基本的な動作に支障があり、居室の指定、作業の指定その他の処遇上の配慮を要する者とする事。

カ 知的能力の制約等により処遇上の配慮を要する者

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者とする事。

(2) 性別の指定基準

戸籍等により女性と判断する者

(3) 主たる矯正処遇課程の指定基準

ア 受刑者には、原則として次の(ア)から(ス)までの順番に従って該当の有無について判定を行い、はじめに該当した矯正処遇課程に係る処遇指標を指定すること。

(ア) 拘留課程

拘留受刑者及び旧拘留受刑者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため拘置されている者をいう。以下同じ。））とする事。

(イ) 少年院在院受刑者処遇課程

16歳未満の少年のうち、義務教育未修了のため、主として教科指導を必要とするもの、心身に著しい障害があり、専門的医療措置を必要とするものその他少年院における矯正教育の効果が期待できるものとする事。ただし、少年院に移送した後、16歳に達するまでの期間が3月未満のもの及び矯正施設における逃走歴があるなど少年院での処遇上著しい支障が認められるものを除くこと。

(ロ) 短期処遇課程

執行すべき刑期が6月未満の者とする事。

(ハ) 外国人処遇課程

a 外国人処遇課程（一般）

日本語の理解力若しくは表現力が不十分なこと又は日本人と風俗習慣を著しく異にすることにより日本人と同一の処遇をすることが困難な者（下記b又はc

に該当する者を除く。) とすること。

b 外国人処遇課程 (特別)

次のいずれかに該当する者 (下記 c に該当する者を除く。) とすること。

- (a) 日本語の理解力又は表現力が特に劣る者、すなわち、片言の日本語による意思表示にも支障があるか、又は平易な日本語による指導の理解にも困難を来す者
- (b) 日本人と著しく異にする風俗習慣を有し、かつ、それに強く固執する者
- (c) 大使館、領事館等の関係機関との緊密な連絡調整を必要とする者
- (d) 特殊な軍隊又は武装的な集団に所属した経歴、重大事犯による本国での受刑歴等その他の特異な経歴を有する者
- (e) その他処遇上特別の配慮を要する者

c 外国人処遇課程 (条約)

次のいずれかに該当する者とすること。

- (a) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」に基づく合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族並びに「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」に基づく国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族 (条約 A)
- (b) 次のいずれかに該当する者とすること。(条約 B)
  - i 「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」に基づくグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の訪問部隊の構成員及び文民構成員
  - ii 「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づくオーストラリアの訪問部隊の構成員及び文民構成員
  - iii 「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づくフィリピン共和国の訪問部隊の構成員及び文民構成員

(d) 禁錮課程

禁錮受刑者とすること。

(e) 少年処遇課程

20 歳未満の者であって、少年院在院受刑者処遇課程に該当しないものとする。ただし、反社会性集団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団等犯罪に親近性を有する組織集団をいう。以下同じ。) との密接な関係が認められ

る者を除くこと。

(キ) 高齢福祉課程

認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難であるおおむね70歳以上の者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員である者（以下「暴力団員である者」という。）及び反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者（暴力団員である者を除く。）を除くこと。

- a 本人の認知症、身体障害等の特性に応じた矯正処遇を行うことの相当性が認められるもの
- b 福祉的支援等を行う必要性が認められるもの

(ク) 福祉的支援課程

a 福祉的支援課程（知的障害・発達障害）

知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団員である者及び反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者（暴力団員である者を除く。）を除くこと。

- (a) 本人の知的障害、発達障害等に応じた矯正処遇を行うことの相当性が認められるもの
- (b) 福祉的支援等を行う必要性が認められるもの

b 福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害）

精神上の疾病又は障害を有する者であって、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団員である者及び反社会性集団との密接な関係が認められ、同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者（暴力団員である者を除く。）を除くこと。

- (a) 本人の精神上の疾病又は障害に応じた矯正処遇を行うことの相当性が認められるもの
- (b) 福祉的支援等を行う必要性が認められるもの

(ケ) 長期処遇課程

執行すべき刑期が10年以上である者とする。

(コ) 依存症回復処遇課程

薬物の自己使用歴がある者であって、再犯に及ぶ可能性及び薬物依存の度合いを踏まえ、薬物依存からの回復に向け、必要な矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められるものとする。ただし、反社会性集団との密接な関係が認められ、

同集団との関係を維持する意思を有し、改善更生への意欲が認められない等の事情を有する者を除くこと。

(#) 開放的処遇課程

次のいずれかに該当する者とする。

- a 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第48条に規定する制限区分第1種若しくは第2種に刑の執行期間の早期に指定されることが見込まれ、又は刑の執行期間中に指定された者であって、法第89条第2項に規定する開放的施設での処遇又は本人の自律性に期待した矯正処遇の実施が可能と見込まれるもの
- b 規則第64条第3号に規定する罪を犯した者であって、次のいずれにも該当するもの（以下「交通事犯集禁対象者」という。）
  - (a) 上記の罪以外の罪による拘禁刑、懲役刑若しくは禁錮刑を併有せず、又は受刑歴がないもの
  - (b) 心身に著しい障害がないもの
  - (c) 刑の執行期間の早期に制限区分第1種に指定され、開放的施設又は開放的施設に準じた施設での処遇の実施が可能と見込まれるもの

(シ) 若年処遇課程

次のいずれかに該当する者とする。

- a 20歳未満の者であって、少年処遇課程への指定が不相当と認められるものであること。
- b 20歳以上26歳未満の者であること。ただし、暴力団員である者及び可塑性に期待した処遇を行うことが不相当と認められる者を除くこと。

(ス) 一般処遇課程

上記(ア)から(シ)までのいずれにも該当しない者とする。

イ 上記アにかかわらず、交通事犯集禁対象者については、開放的処遇課程を指定すること。

ウ 上記アにかかわらず、短期処遇課程に該当する者について、外国人処遇課程（特別）、外国人処遇課程（条約）、少年処遇課程、高齢福祉課程又は福祉的支援課程のいずれかにも該当し、特に必要と認められる場合には、これらの順番に従い、はじめに該当した短期処遇課程以外の矯正処遇課程を指定すること。

エ 上記アにかかわらず、禁錮課程に該当する者について、少年処遇課程、高齢福祉課程、福祉的支援課程、長期処遇課程、開放的処遇課程又は若年処遇課程のいずれかにも該当する場合は、これらの順番に従い、はじめに該当した禁錮課程以外の矯正処遇課程を指定すること。

オ 上記ア、ウ及びエにかかわらず、少年処遇課程に該当する者について、福祉的支援課程又は開放的処遇課程のいずれかにも該当する場合は、これらの順番に従い、はじ

めに該当した少年処遇課程以外の矯正処遇課程を指定すること。

カ 上記アにかかわらず、依存症回復処遇課程に該当する者について、若年処遇課程にも該当し、必要と認められる場合は、若年処遇課程を指定すること。

キ 刑名を異にする2以上の刑を科されている者に係る刑名に基づく矯正処遇課程の指定は、現に執行している刑の刑名によること。

ク 2以上の刑を科されている者に係る刑期に基づく矯正処遇課程の指定は、現に執行中の刑の執行すべき刑期と、他の刑の執行すべき刑期とを合算したものによること。ただし、禁錮刑と他の刑の執行すべき刑期は合算しないこと。

ケ 不定期刑の言渡しを受けた者についての刑期に基づく矯正処遇課程の指定は、その短期によること。ただし、仮釈放の取消しにより不定期刑の残刑が執行される者については、その長期までの残刑によること。

コ 次の(ア)から(イ)までに掲げる者については、本人の処遇調査訓令第12条に規定する処遇レベル（以下「処遇レベル」という。）に応じ、当該(ア)から(イ)までに定める矯正処遇課程の細分に指定すること。

(ア) 長期処遇課程を指定する者 長期処遇課程1から4までのいずれか

(イ) 若年処遇課程を指定する者 若年処遇課程1から3までのいずれか

(ウ) 一般処遇課程を指定する者 一般処遇課程1から4までのいずれか

(4) 従たる矯正処遇課程の指定基準

別表2で定める基準に該当する場合は、主課程に加えて副課程を指定すること。

(5) 矯正処遇の種類別の指定基準

矯正処遇の種類別の指定基準は、別表3のとおりとすること。

(6) 特別コースの別の指定基準

特別コースの別の指定基準は別表1の指定基準の欄に掲げるとおりとすること。

5 処遇指標に応じた処遇の内容（訓令第4条関係）

(1) 矯正処遇課程

矯正処遇課程に応じた処遇の標準は、別表4のとおりとすること。

(2) 特別コース

特別コースにおいて実施するプログラムの内容は、次のとおりとすること。

ア 農業ビジネスコース

農作物の生産並びに生産物の加工及び販売企画のほか、近隣の農業法人等における援農等の実践を通じ、出所後の農業その他農業に関連する産業への就労に向けた処遇を実施すること。

イ サステナブル作業コース

施設所在地等の企業、団体等と連携の上、社会的課題の解決に資する作業の実施を通じ、出所後社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能を習得させるため、次の(ア)又は(イ)に定める処遇を実施すること。

(ア) サーキュラーエコノミークラス

企業、団体等と連携し、施設所在地等で採取される資源の保全、同資源等に係る普及活動その他の地域課題の解決に貢献すること。

(イ) ものづくり人材養成クラス

伝統工芸その他の施設所在地等における後継者の不足が課題である地域特有の作業等の実施を通じ、高度な専門的知識及び技能を習得させるとともに、地域の企業、団体等と連携の上、製品開発等を行うこと。

ウ 少年・若年ユニット型処遇コース

心身が発達段階にあつて可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施すること。

エ 教科指導集中処遇コース

補習教科指導又は特別教科指導を集中的に実施すること。

オ 社会生活移行処遇コース

刑の執行以前からの社会変化への適応及び出所後の円滑な社会生活への移行を目的としておおむね6月程度、開放的な環境の下での処遇を実施すること。

6 処遇指標を指定された受刑者を処遇する刑事施設等（訓令第5条関係）

(1) 処遇を実施する刑事施設等

処遇指標を指定された受刑者の処遇を行う刑事施設等は、別表5のとおりとすること。

(2) 訓令第5条第1項に規定する矯正局長が定める場合

訓令第5条第1項に規定する矯正局長が定める場合は、次に掲げる場合とすること。

ア 執行すべき刑期が3月未満であり、かつ、他の刑事施設等へ移送することが不相当と認められるとき。

イ 処遇指標の決定又は変更に基づいて、これに対応する刑事施設等への移送の準備中であるとき。

ウ 医療を主として行う刑事施設等に移送すべき者について、直ちに移送することが困難であるとき。

エ 医療専門施設又は医療重点施設において、共助診療を行うために収容するとき。

オ 年齢が20歳に達したことにより矯正処遇課程を変更した場合において、その時点における残りの執行すべき刑期が短いことその他特別の事由により、引き続き同一の刑事施設において収容を継続することが相当と認められるとき（引き続き同一の刑事施設において6月以上収容を継続する場合は、矯正管区の長の認可を受けたときに限る。）。

カ 年齢が26歳に達したことにより矯正処遇課程を変更した場合において、引き続き同一の刑事施設において収容を継続することが相当と認められるとき。

キ 3月以内に年齢が20歳に達することにより矯正処遇課程の変更が見込まれる者

について、変更後の矯正処遇課程に対応する刑事施設に収容することが適当と認められるとき。

ク 6月以内に年齢が26歳に達することにより矯正処遇課程の変更が見込まれる者について、変更後の矯正処遇課程に対応する刑事施設に収容することが適当と認められるとき。

ケ 刑名の変更により矯正処遇課程を変更した場合において、6月以内に変更前の矯正処遇課程に復することが確実であるとき。

コ 釈放前の保護上移送により収容するとき。

サ 裁判所の審理、検察庁の取調べ等のために必要があるとき。

シ 法第81条の規定により逃走者等を連れ戻し、その他護送を行うに当たり、仮に最寄りの刑事施設等に収容するとき。

ス 災害に際し、法第83条第1項の規定により護送された者又は同条第3項の規定により出頭した者を収容するとき。

セ 自営作業等のため、矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

ソ 受刑者等の作業に関する訓令(令和7年矯成訓第8号大臣訓令)第15条第1項第1号に規定する総合訓練又は同項第2号に規定する集合訓練を行うとき。

タ 特別コースを受講させるとき。

チ 特定の刑事施設で実施する特別改善指導を受けさせる場合において、矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

ツ 性犯罪再犯防止指導の本科を実施する施設において、性犯罪再犯防止指導を行うとき。

テ 特定の刑事施設で実施する教科指導を受けさせる場合において、矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

ト 禁錮受刑者について、禁錮課程が指定されている刑事施設等に収容することにより当該刑事施設等の規律及び秩序を害するおそれがあるものとして矯正管区の長が指示し、又は認可したとき。

ナ その他矯正局長が指示し、又は認可したとき。

(3) 上記(2)のナの場合における矯正局長に対する認可申請は、別紙様式1及び別紙様式2により行うこと。

(4) 刑事施設等間の受刑者の移送については、令和7年5月29日付け法務省矯成第1405号当職依命通達「受刑者の移送について」及び令和7年5月29日付け法務省矯成第1397号当職依命通達「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」に定めるところによること。

## 7 その他

少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑の執行を受ける者については、少年院における収容開始後は、少年院法(平成26年法律第

58号) 等により処遇を受けることとなり、法、訓令及び本依命通達は適用されないことに留意すること。

別表1 特別コースの種類、符号及び指定基準

種類		符号	指定基準
農業ビジネスコース		ノビ	対象者は、出所後農業等への就労が特に期待できる者とする。こと。
サステナブル作業コース	サーキュラーエコノミークラス	サス	対象者は、本クラスの処遇に関心がある者であって、処遇を通じて付与する知識及び技能の習得等が期待できるものとする。こと。
	ものづくり人材養成クラス		対象者は、執行すべき刑期がおおむね10年以上の者であって、作業の実施を通じて、当該作業に係る専門的知識及び技能の習得が期待できるものとする。こと。
少年・若年ユニット型処遇コース		ユニ	<p>対象者は、本コースを実施する刑事施設に収容されている者であって、次のいずれかに該当するものとする。こと。ただし、本コースを指定された者については、年齢が26歳に達してもなお、引き続き同一の刑事施設において同様の処遇を行うことが特に必要と認められる場合は、30歳になるまでの間は、本コースの指定を継続することができる。</p> <p>1 主課程又は副課程として少年処遇課程を指定された者であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていないもの</p> <p>(2) 執行すべき刑期がおおむね9月以上であるもの</p> <p>(3) 交通事犯集禁対象者でないもの</p> <p>(4) 心身に著しい障害が認められないもの</p> <p>(5) 小集団の編成による少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇（以下「ユニット型処遇」という。）によらない処遇の方が改善更生に有効であると認められる明らかな事情がないもの</p> <p>(6) その他ユニット型処遇を行うことに著しい</p>

	<p>支障が認められないもの</p> <p>2 少年法第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者（当該刑を含む二以上の刑に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）者であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていないもの</p> <p>(2) 執行すべき刑期がおおむね9月以上であるもの</p> <p>(3) 交通事犯集禁対象者でないもの</p> <p>(4) 心身に著しい障害が認められないもの</p> <p>(5) 本件時の本人の年齢、犯罪の背景にある本人の特性、行動傾向等に鑑み、本人の改善更生及び円滑な社会復帰のために、ユニット型処遇を行うことが必要と認められるもの</p> <p>(6) その他ユニット型処遇を行うことに著しい支障が認められないもの</p> <p>3 主課程又は副課程として若年処遇課程を指定され、次のいずれにも該当する者であって、ユニット型処遇を行う効果が高いと認められるもの</p> <p>(1) 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていないもの</p> <p>(2) 執行すべき刑期がおおむね1年6月以上であるもの</p> <p>(3) 交通事犯集禁対象者でないもの</p> <p>(4) 心身に著しい障害が認められないもの</p> <p>(5) 本件時の本人の年齢、犯罪の背景にある本人の特性及び行動傾向等に鑑み、本人の改善更生及び円滑な社会復帰のために、ユニット型処遇を行うことが特に必要と認められるもの</p>
--	---

		(6) その他ユニット型処遇を行うことに著しい支障が認められないもの
教科指導集中処遇コース	キヨ	<p>対象者は、次のいずれにも該当する者とする こと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人の年齢、特性、学力及びこれまでの教育歴を踏まえ、集中的に教科指導を行うことが必要と認められる者</li> <li>2 教科指導を集中的に受けることを希望している者</li> <li>3 原則として、処遇指標にM、P、F及びIのいずれも含まれていない者</li> <li>4 コースを開始する際に、残りの執行すべき刑期が当該処遇に必要な期間を超えている者</li> <li>5 心身に著しい障害が認められない者</li> <li>6 その他集中的に教科指導を行うことに著しい支障が認められない者</li> </ol>
社会生活移行処遇コース	イコ	<p>対象者は、次のいずれにも該当する者とする こと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮釈放が見込まれる者</li> <li>2 日本国籍を有する又は日本国内での帰住先が決定している者</li> <li>3 心身に著しい障害がなく、集団生活に支障のない者</li> <li>4 本人の特性その他の事情から開放的な環境の下での処遇を実施することが必要と認められる者</li> </ol>

別表2 副課程

主課程	副課程の指定方法等
全課程共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に禁錮刑が執行されている者であつて、主課程として禁錮課程以外の矯正処遇課程を指定されているもの及び現に禁錮刑以外の刑が執行されている者であつて、同刑の執行後に引き続き禁錮刑が執行されるものには、副課程として禁錮課程を指定する。</li> <li>2 一度主課程として依存症回復処遇課程を指定され、当該指定が解除された者であつて、再び同課程を指定される可能性が見込まれるものには、副課程として同課程を指定する。</li> <li>3 刑の執行期間中に主課程として開放的処遇課程を指定される可能性が十分に見込まれる者には、副課程として同課程を指定する。</li> </ol>
短期処遇課程（S T）	副課程として若年処遇課程1から3まで及び一般処遇課程1から4までのうちの1つを指定する。
禁錮課程（I）	現に執行されている刑の終了後に引き続き拘禁刑又は懲役刑が執行されるものには、副課程の指定を要する。
高齢福祉課程（D S）及び依存症回復処遇課程（A）	副課程として長期処遇課程1から4まで、若年処遇課程1から3まで及び一般処遇課程1から4までのうちの1つを指定する。
福祉的支援課程（D H・D M）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副課程として長期処遇課程1から4まで、若年処遇課程1から3まで及び一般処遇課程1から4までのうちの1つを指定する。</li> <li>2 処遇上必要な場合は、少年処遇課程を副課程として指定することができる。</li> </ol>
開放的処遇課程（O）	1 交通事犯集禁対象者を除き、副課程として長期処遇課程1から4まで、若年処遇課程1から3まで及び一般処遇課程1から

	<p>4までのうちの1つを指定する。</p> <p>2 交通事犯集禁対象者は、副課程として禁錮課程又は少年処遇課程を指定することができる。</p>
--	---

注 (例) 禁錮刑と福祉的支援課程(知的障害・発達障害)の関係(下線部が現在執行中)

- 1 DH I : 主課程として福祉的支援課程(知的障害・発達障害)を指定されている禁錮刑受刑者
- 2 DH I G 2 : 現に禁錮刑が執行中で、主課程として福祉的支援課程(知的障害・発達障害)を指定されている者であって、同刑の終了後に引き続き懲役刑が執行されるもの
- 3 DHG 2 I : 現に懲役刑が執行中であり、主課程として福祉的支援課程(知的障害・発達障害)を指定されている者であって、同刑の終了後に引き続き禁錮刑が執行されるもの

別表3 矯正処遇の種類指定基準

1 作業

種類	符号	指定基準
基礎的作業・機能別作業	V 0	次のいずれかに該当する者（職業訓練（V 1）を指定する者を除く。） 1 作業の実施が必要と認められる拘禁刑受刑者（下記V 9の項の1に掲げる者を除く。）及び拘留受刑者 2 懲役受刑者 3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第461条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第5条の規定による改正前の法第93条の作業を行うことを許された禁錮受刑者及び旧拘留受刑者
職業訓練	V 1	職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要があると認められる者
作業非指定	V 9	次のいずれかに該当する者 1 次に掲げる規定により拘禁刑を科された者であって、作業を行う意思を有しないもの (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第110条第1項第16号及び第18号 (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第61条第4号 (3) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第119条第1項第1号 (4) 船員法（昭和22年法律第100号）第128条第4号 (5) 郵便法（昭和22年法律第165号）第79条第1項 (6) 郵便物運送委託法（昭和24年法律第284号）第19条 (7) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第34条第3項 (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第178条及び第180条第2項 (9) 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第65条 2 禁錮受刑者及び旧拘留受刑者であって、作業を行う意思を有しないもの 3 身体的又は精神的に重度な障害を有しており、出所後の就労の可能性がないなど、作業を指定する必要性が認められない拘禁刑受刑者又は拘留受刑者

2 改善指導

種類	符号	指定基準
一般改善指導	R 0	犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導を必要とする者

特別 改善 指導	薬物依存離脱指導	R 1	右に掲げる 事情を有する ことにより改善 更生及び円滑な 社会復帰に支障 があり、その事情 の改善のための 指導を必要とする者	麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があること。
	暴力団離脱指導	R 2		暴力団員であること。
	性犯罪再犯防止指導	R 3		性犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。
	被害者の視点を取り入れた教育	R 4		人の生命又は身体を害する罪により刑の執行を受けている者について、その被害者及びその親族その他の関係者に対する謝罪の意識が低いこと。
	交通安全指導	R 5		自動車等の運転により罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
	暴力防止指導	R 7		身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

### 3 教科指導

種類	符号	指定基準
補習教科指導	E 1	社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があり、学校教育の内容に準ずる内容の指導を必要とする者
特別教科指導	E 2	学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる者

別表4 矯正処遇課程に応じた処遇の標準

符号	特に重視すべき処遇重点事項
D	早期に社会復帰することを前提に、釈放後の具体的な生活設計を考えさせるための指導を行うこと。
J t	各人の年齢及び心身の発達段階を十分に考慮した処遇を行うこと。 体育及びレクリエーション活動を活発に実施すること。 基本的な生活習慣及び対人関係技術を習得させるための指導を行うこと。 義務教育課程を履修させるなどの学力の向上のための指導を行うこと。
S T	早期に社会復帰することを前提に、釈放後の具体的な生活設計を考えさせるための指導を行うこと。 必要な社会復帰支援を行うこと。
F F X F Z	意思の疎通に努めるとともに、相互の文化の理解を促進すること。 他の被収容者とのトラブル発生に注意すること。 勤労の意欲及び習慣を培わせるための処遇を行うこと。
I	社会規範を遵守する習慣及び責任感を養わせるための処遇を行うこと。
J	各人の年齢及び心身の発達段階を十分に考慮した処遇を行うこと。 悪風感染の防止に留意した処遇を行うこと。 体育活動を活発に実施すること。 社会常識を習得させ、規範を遵守する習慣を養わせるための指導を行うこと。 教科及び職業に関する資格の取得のための指導及び訓練をすること。 引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導並びに必要な社会復帰支援を行うこと。
D S	各人の年齢及び心身の状況を十分に考慮した処遇を行うこと。 心身の健康を保持するための指導を行うこと。 必要な社会復帰支援を重点的に行うこと。
D H	各人の心身の状況を十分に考慮した処遇を行うこと。 社会生活を円滑化するための指導を行うこと。 必要な社会復帰支援を重点的にすること。
D M	各人の心身の状況を十分に考慮した処遇を行うこと。 精神障害からの回復又は軽減を目指した処遇を行うこと。 社会生活を円滑化するための指導を行うこと。 必要な社会復帰支援を重点的に行うこと。

L 1	<p>長期的展望に立った処遇を行うこと。</p> <p>熟練又は長期の学習を要する作業を行わせること。</p> <p>社会情勢に関する情報提供を行うこと。</p> <p>健康の管理及び体力の維持に留意した処遇を行うこと。</p> <p>引受人との面会、信書の発信等を積極的に指導すること。</p> <p>社会生活への円滑な移行に向けて釈放前指導を重点的に実施すること。</p>
L 2	<p>長期的展望に立った処遇を行うこと。</p> <p>更生意欲を喚起し、自律性を養わせるための処遇を行うこと。</p> <p>感情、情緒、態度等の把握に努めること。</p> <p>社会情勢に関する情報提供を行うこと。</p> <p>健康の管理及び体力の維持に留意した処遇を行うこと。</p>
L 3	<p>長期的展望に立った処遇を行うこと。</p> <p>熟練又は長期の学習を要する作業を行わせること。</p> <p>感情、情緒、態度等の把握に努めること。</p> <p>社会情勢に関する情報提供を行うこと。</p> <p>健康の管理及び体力の維持に留意した処遇を行うこと。</p> <p>社会生活への円滑な移行に向けて釈放前指導を重点的に実施すること。</p>
L 4	<p>厳正な態度をもって接すること。</p> <p>規律及び秩序の適正な維持に特に留意すること。</p> <p>被収容者間の人間関係、特に反社会性集団の派閥関係に留意した処遇を行うこと。</p> <p>長期的展望に立った処遇を行うこと。</p>
A	<p>薬物依存を自己の課題として認識させること。</p> <p>健全な心身を培わせること。</p> <p>薬物依存から回復するための改善指導を重点的に行うこと。</p> <p>必要な社会復帰支援を重点的に行うこと。</p>
O	<p>社会復帰を見据え、自律性及び責任感を養わせるための処遇を行うこと。</p> <p>勤労意欲の維持向上のための処遇を行うこと。</p>
Y 1	<p>悪風感染の防止に留意した処遇を行うこと。</p> <p>可塑性を前提とした積極的な働き掛けを行うこと。</p> <p>特技及び適性の発見に努め、これに応じた指導を行うこと。</p> <p>必要な社会復帰支援を行うこと。</p>
Y 2	<p>悪風感染の防止に留意した処遇を行うこと。</p> <p>可塑性に期待し、更生意欲を喚起すること。</p> <p>勤労の意欲及び習慣を培わせるための処遇を行うこと。</p> <p>必要な社会復帰支援を行うこと。</p>

Y 3	<p>可塑性に期待した働き掛けを行うこと。          勤労の意欲及び習慣を培わせるための処遇を行うこと。          健全な価値観を身に付けさせるために必要な改善指導を行うこと。          必要な社会復帰支援を行うこと。</p>
G 1	<p>刑執行開始時の指導を十分に行うこと。          自律性に期待した働き掛けを行うこと。          勤労意欲の維持向上のための処遇を行うこと。</p>
G 2	<p>刑執行開始時の指導を十分に行うこと。          更生意欲を喚起し、自律性を養わせるための処遇を行うこと。          勤労の意欲及び習慣を培わせるための処遇を行うこと。</p>
G 3	<p>勤労の意欲及び習慣を培わせるための処遇を行うこと。          これまでの生活歴も踏まえ、必要な改善指導を行うこと。          必要な社会復帰支援を行うこと。</p>
G 4	<p>厳正な態度をもって接すること。          規律及び秩序の適正な維持に特に留意すること。          被収容者間の人間関係、特に反社会性集団の派閥関係に留意した処遇を行うこと。</p>





施設名	医療措置		矯正処遇課程																								特別改善指導							特別コース	備考		
	M	P	Jt	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	R1	R2	R3	R4	R5	R7						
川越少年刑務所				○				○	○		○	○	○							○	○		○	○			○		◎	○	○	○	○	サス ユニ	左記のL1及びL2は、若年受刑者処遇要領を用いた処遇を受けている者に限る。 左記のDH及びDMは、Y1又はY2を副課程とする者並びに刑執行開始時に26歳未満であったG1若しくはG2又はL1若しくはL2を副課程とする者に限る。		
市原青年矯正センター									○		○	○															○			○	○	○	ユニ	左記のJ、DH、DM及びユニは、市原青年矯正センター対象者に限る。			
松本少年刑務所				○								○									○			○	○	○		◎	○	○	○	○	○	キヨ	左記のG3及びG4は、刑執行開始時に26歳未満で、かつ、暴力団員でない者に限る。		
東京拘置所				○																		○				○		○	○	○	○	○					
立川拘置所		○		○																				○		○	○	○	○	○	○	○	○			左記のPは、人工透析が必要な者に限る。	
富山刑務所				○						○		○													○	○	○	○	○	○	○	○	○				
金沢刑務所				○	○					○	○	○						○						○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○				
福井刑務所				○						○	○	○										○	○			○		○	○	○	○	○	○				
岐阜刑務所				○						○	○	○			○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サス	左記のDS、DH及びDMは、L3又はL4を副課程とする者に限る。	
岡崎医療刑務所	○																					○				○		○	○	○	○	○					
名古屋刑務所	○	○		○						○	○	○						○						○	○	◎	○	◎	○	○	○	○					
豊橋刑務支所																						○															
三重刑務所				○					○	○	○												○	○			○		◎	○	○	○	○				
名古屋拘置所				○																				○			○		○	○	○	○					
京都刑務所				○	○					○	○	○			○	○	○								○	○	◎	○	○	○	○	○	○				左記のL3及びL4は、当職が認可又は指示した者に限る。
大阪刑務所	○	○		○		○			○	○	○			○	○	○								○	○	◎	○	◎	○	○	○	○				左記のL3及びL4は、当職が認可又は指示した者に限る。	
西日本成人矯正医療センター	○	○																				○				○		○	○	○	○						
神戸刑務所				○	○					○	○	○						○						○	○	◎	○	○	○	○	○	○					

施設名	医療措置		矯正処遇課程																								特別改善指導							特別コース	備考	
	M	P	Jt	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	R1	R2	R3	R4	R5	R7					
加古川刑務所								○	○	○	○							○	○	○		○	○				◎	◎	○	○	○			左記の○は、交通事故集禁対象者を含む。 左記のJは、当職が認可又は指示した者に限る。		
播磨社会復帰促進センター										○	○	○							○			○	○	○			○	○	○	○	○			左記のDS、DH、DM及びG3は、播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記のG1及びG2は、播磨社会復帰促進センター対象者及び播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記の○は、交通事故集禁対象者を含まない。		
姫路少年刑務所				○								○									○		○	○	○		○	○	○	○	○			左記のG3及びG4は、刑期終了日において36歳未満の者で、かつ、暴力団員でない者に限る。		
京都拘置所				○																		○					○	○	○	○	○					
大阪拘置所				○																		○					○	○	○	○	○					
神戸拘置所				○																		○					○	○	○	○	○					
鳥取刑務所				○						○	○	○												○	○	○	○	○	○	○	○	○				
松江刑務所				○						○	○	○										○	○				○	○	○	○	○	○				
島根あさひ社会復帰促進センター				○						○	○	○							○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	サス		左記のDS、DH及びDMは、島根あさひ社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記のY1及びY2並びにG1及びG2は、島根あさひ社会復帰促進センター対象者及び島根あさひ社会復帰促進センター特化ユニット対象者に限る。 左記の○は、交通事故集禁対象者を含まない。		
岡山刑務所				○						○	○	○	○														○	○	○	○	○	サス				
広島刑務所		○		○	○					○	○	○				○	○	○								○	○	◎	◎	○	○	○			左記のL3及びL4は、当職が認可又は指示した者に限る。	





2 女性刑事施設等（Wを指定されている受刑者を収容する刑事施設等）

施設名 (拘置支所を有する施設については、当該支所を含む。)	医療措置		矯正処遇課程																				特別改善指導					特別コース	備考							
	M	P	JT	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	R1	R2			R3	R4	R5	R7			
札幌刑務所札幌刑務支所				○				○		○	○	○											○	○	○	○	◎				○	○	○			
福島刑務所福島刑務支所				○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	◎				○	○	○			
栃木刑務所				○	○	○	○	○		○	○	○											○	○	○	○					○	○	○			
喜連川社会復帰促進センター				○				○	○											○	○	○	○	○	○		○				○	○	○			左記のI、J、Y1からY3まで及びG1からG3までは、女性喜連川社会復帰促進センター対象者に限る。
東日本成人矯正医療センター	○	○																				○	○		○					○		○				
東京拘置所																							○			○					○	○	○			
立川拘置所		○		○																			○	○		○					○	○	○			左記のPは、人工透析が必要な者に限る。
笠松刑務所				○				○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○					○	○	○			
名古屋刑務所豊橋刑務支所				○						○	○	○											○	○	○	○					○	○	○			
名古屋拘置所																							○	○		○					○	○	○			
西日本成人矯正医療センター	○	○																				○	○		○					○		○				
加古川刑務所				○					○	○	○	○						○		○	○	○	○	○	○	○	◎				○	○	○			
和歌山刑務所				○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○					○	○	○			
京都拘置所																							○	○		○					○	○	○			
大阪拘置所																							○	○		○					○	○	○			
神戸拘置所																							○	○		○					○	○	○			
岩国刑務所				○				○		○	○	○	○	○	○	○							○	○	○	○					○	○	○			
美祢社会復帰促進センター								○				○	○					○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○			サスユニ	左記のJ、L1及びL2、Y1及びY2並びにG1からG3までは、女性美祢社会復帰促進センター対象者に限る。



(注意事項)

- 1 「医療措置」欄、「矯正処遇課程」欄、「特別改善指導」欄及び「特別コース」欄の○は、当該医療措置又は矯正処遇を行うことができることを示す。  
なお、医療上の措置等の必要性の程度の別のうち、精神医療上の配慮を要する者（m）、身体医療上の配慮を要する者（p）、日常生活における基本的な動作への支障により処遇上の配慮を要する者（s）及び知的能力の制約等により処遇上の配慮を要する者（d）は、全刑事施設で処遇することができ、また、実施すべき矯正処遇の種類別のうち、基礎的作業、機能別作業、作業非指定、一般改善指導、補習教科指導及び特別教科指導は、全刑事施設で行うことができるため、本表には表示していない。
- 2 処遇施設を選定するに当たっては、原則として、主課程（交通事犯集禁対象者及び処遇調査訓令第8条第2項の規定に基づき調査センターに収容して特に精密な刑執行開始時調査が行われた者を除き、副課程が指定される者にあつては、主課程及び副課程）の処遇指標を指定された受刑者の処遇を行う刑事施設を選定する。ただし、確定施設において主課程として福祉的支援課程（知的障害・発達障害）を指定された者であつて、副課程として若年処遇課程3を指定されたものには、一般処遇課程3を行う刑事施設を選定する。
- 3 精神疾患により医療措置を必要とする者（M）又は身体疾患により医療措置を必要とする者（P）に指定された者は、指定された主課程及び副課程にかかわらず、当該者の収容を指定された刑事施設等に収容する。
- 4 上記1にかかわらず、「R1（薬物依存離脱指導）」欄について、○は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙1の3の指導科目を実施することができることを示し、◎は、依存症回復処遇課程で予定される薬物依存離脱指導を実施することができることを示す。
- 5 上記1にかかわらず、「R3（性犯罪再犯防止指導）」欄について、○は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙3の3の（2）の指導科目のうち「メンテナンス」を実施することができることを示し、◎は、指導科目「本科」及び「メンテナンス」を実施することができることを示す。  
なお、指導科目「オリエンテーション」は、同依命通達別紙3の2の（2）のウに基づき性犯罪者調査を実施した刑事施設において、同調査に併せて実施する。
- 6 「備考」欄の外国人処遇課程（条約）に関する記述に用いられている略称は、次の者を指す。
  - (1) FZ（条約A）  
記の4の③のアの（エ）のcの（a）に該当する者

(2) F Z (条約B)

記の4の(3)のアの(エ)のcの(b)に該当する者

- 7 主課程として拘留課程又は短期処遇課程を指定された者は、原則として引き続き確定施設において処遇する。ただし、拘留課程を指定され、現に執行されている刑の終了後に引き続き拘留以外の刑が執行される場合であって、当該刑の執行に係る主課程が指定されたときは、当該課程を行う処遇施設を指定する。
- 8 男性喜連川社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男性とする。
- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
  - (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
  - (3) 処遇レベルが1又は2であること。
  - (4) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
  - (5) 26歳以上であること。
  - (6) 集団生活に順応できること。
  - (7) 心身に著しい障害がないこと。
- 9 女性喜連川社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する女性とする。
- (1) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
  - (2) 身体障害、下肢筋力低下等により、歩行状態が不安定でないこと。
  - (3) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期が10年未満であること。
- 10 男性喜連川社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する男性又は(1)から(3)まで、(6)及び(7)のいずれにも該当する男性とする。
- (1) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
  - (2) 喜連川社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
  - (3) 26歳以上であること。
  - (4) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。

- (5) 著しい身体疾患がないこと。
- (6) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
- (7) 精神障害及び知的障害がないこと。

11 播磨社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男性とする。

- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
- (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- (3) 処遇レベルが1又は2であること。
- (4) 播磨社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね6月以上8年未満であること。
- (5) 26歳以上であること。
- (6) 集団生活に順応できること。
- (7) 心身に著しい障害がないこと。

12 播磨社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する男性又は(1)から(3)まで、(6)及び(7)のいずれにも該当する男性とする。

- (1) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- (2) 播磨社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
- (3) 26歳以上であること。
- (4) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。
- (5) 著しい身体疾患がないこと。
- (6) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
- (7) 精神障害及び知的障害がないこと。

13 島根あさひ社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男性とする。

- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
- (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。

- (3) 処遇レベルが1又は2であること。
- (4) 島根あさひ社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
- (5) 20歳以上であること。
- (6) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- (7) 集団生活に順応できること。
- (8) 心身に著しい障害がないこと。

14 島根あさひ社会復帰促進センター特化ユニット対象者とは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する男性又は(1)から(5)まで、(8)及び(9)のいずれにも該当する男性とする。

- (1) 刑事施設への収容が初めてであること。
- (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- (3) 処遇レベルが1又は2であること。
- (4) 島根あさひ社会復帰促進センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期がおおむね1年以上8年未満であること。
- (5) 20歳以上であること。
- (6) 精神障害又は知的障害を有し、社会適応のための訓練を要すること。
- (7) 著しい身体疾患がないこと。
- (8) 身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要すること。
- (9) 精神障害及び知的障害がないこと。

15 男性美祢社会復帰促進センター対象者とは、次のいずれにも該当する男性とする。

- (1) 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、拘禁刑又は懲役刑のみであること。
- (2) 刑事施設への収容が初めてであること。
- (3) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
- (4) 処遇レベルが1又は2であること。
- (5) 原則として他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起していないこと。

- (6) 執行すべき刑期が8年以下であり、かつ、美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上であること。
- (7) 20歳以上であること。
- (8) 老衰が認められる高齢者ではないこと。
- (9) 集団生活に順応できること。
- (10) 心身に著しい障害がないこと。
- (11) 交通事犯集禁対象者ではないこと。

16 女性美祢社会復帰促進センター対象者とは、次の(1)又は(2)に該当する女性とする。

(1) 次のいずれにも該当すること。

ア 美祢社会復帰促進センターにおいて執行されるのは、拘禁刑又は懲役刑であること。

イ 刑の執行のために刑事施設等に入所した回数が今回を含めて3回以内であること。ただし、刑の執行のために美祢社会復帰促進センターに入所したことがある者については、最近の美祢社会復帰促進センターを出所した日から2年以上が経過している場合に限る。

ウ 少年院の収容歴が1回以内であること又は同収容歴が2回以上であって、最近の出院から5年以上が経過していること。

エ 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。

オ 執行すべき刑期が10年未満であって美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上であること又は執行すべき刑期が10年以上であって美祢社会復帰促進センターに移送される際に残りの執行すべき刑期が1年以上5年以下であること。

カ 老衰が認められる高齢者ではないこと。

キ 心身に著しい障害がないこと。

(2) 20歳未満の者又は少年法第20条若しくは第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている20歳以上26歳未満の者であって、次のいずれにも該当すること。

ア 上記(1)のアからエまで及びキに該当すること。

イ 執行すべき刑期が9月以上であること。

17 市原青年矯正センター対象者とは、次のいずれにも該当する男性とする。

(1) 市原青年矯正センターにおいて執行されるのは、拘禁刑又は懲役刑のみであること。

- (2) 刑事施設への収容が初めてであること。
  - (3) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること。
  - (4) 処遇レベルが1又は2であること。
  - (5) 執行すべき刑期がおおむね5年以下であり、かつ、市原青年矯正センターに移送される際に、残りの執行すべき刑期が1年以上であること。
  - (6) 刑期終了日において30歳未満であること。
  - (7) 知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者として、社会適応のための訓練を要すること。
  - (8) 市原青年矯正センターにおける開放的処遇に準じた処遇の実施に支障がないこと。
- 18 教科指導集中処遇コースに指定された者については、同コースの期間中に限り、男女問わず、松本少年刑務所に収容する。

別紙様式 1

○発第 号  
年 月 日

○○矯正管区長 殿

○○○○所長

受刑者の指定外収容について（申請）

当所収容中の下記受刑者について、令和7年5月29日付け法務省矯成第1382号矯正局長依命通達「受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令の運用について」別表5の規定によらない収容（以下「指定外収容」という。）をする必要がありますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 本籍地
- 4 刑の執行関係
  - (1) 罪名
  - (2) 刑名・刑期
  - (3) 刑期起算日 (元号) 年 月 日
  - (4) 刑期終了日 (元号) 年 月 日
  - (5) 入所年月日 (元号) 年 月 日
- 5 処遇指標
- 6 本犯の概要
  
- 7 申請の理由
  
- 8 指定外収容期間
  
- 9 その他参考事項

※ 移送先の刑事施設において指定外収容をすることについて申請する場合には、「その他参考事項」欄に、指定外収容を行うこととなる刑事施設名（希望する移送先施設名）を記載すること。

別紙様式2

○発第 号  
年 月 日

矯正局長 殿

○○矯正管区長

受刑者の指定外収容について（上申）

管下○○○刑務所長から、標記について別紙のとおり申請がありましたが、下記の理由により、令和7年5月29日付け法務省矯成第1382号矯正局長依命通達「受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令の運用について」別表5の規定によらない収容が必要と認められますので、上申します。

記

- 1 上申の理由
- 2 その他参考事項

※ 別紙様式1により刑事施設長から矯正管区長宛てになされた申請書を添付すること。